

事例物件比較計算法

平成28年8月3日

鈴木 誠 様

この価格査定書は「宅地建物取引業法第34条の2」の定めによるものです。

宅地建物取引業者は、「当該宅地又は建物を売買すべき価額
又はその評価額」について意見を述べるときは、その根拠を明
らかにしなければならない。

有限会社 相互開発